

2020. 8. 13

## ウズベキスタン入国時における検疫措置について（新型コロナウイルス関連・注意喚起）

- 8月12日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、外国からの入国者への検疫措置に関し、国家別の3段階の感染状況評価（赤、黄、緑）の 카테고리を以下のとおり更新したと発表しました。同評価において、日本は到着後の検疫措置が不要となる「緑色国家」となっております。
- 他方、当館で当地外務省に確認したところ、日本等の「緑色国家」を出発した場合であっても、「黄色国家」、「赤色国家」に該当する国で乗り継ぎをして入国する場合、隔離対象となるとのことです。当地への来訪を計画中の方はご注意ください。
- 現在、ウズベキスタンでは新型コロナウイルスの感染数が引き続き高い水準にあります。必要な情報については随時、領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い致します。

1 8月12日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、外国からの入国者への検疫措置に関し、国家別の3段階の感染状況評価（赤、黄、緑）の 카테고리を以下のとおり更新したことを発表しました。

(1) 緑色国家：衛生・疫学状況が安定している国家。ウズベキスタン到着前10日間について、該当国に滞在していた者は到着後の検疫措置は不要

**日本**、中国、タイ、マレーシア、韓国、ジョージア、ハンガリー、ラトビア

(2) 黄色国家：感染者数が減少している国家。ウズベキスタン到着前10日間について、該当国に滞在していた者は、到着後、14日間の自宅隔離となる

EU（イギリス及びスペインを除く）、アゼルバイジャン

(3) 赤色国家：感染者数が減少していない国家。該当国からウズベキスタンに到着した者は、指定施設等での14日間の隔離となる

上記（1）及び（2）に記載のある国家以外の全国家

(4) 上記の各カテゴリーにおける国のリストは、毎週更新される。

2 また、特別共和国委員会は、医師の監督の下で治療・予防措置を受ける（その際、保健省が推奨する薬の投薬が行われる）ことに合意すれば、検疫施設における隔離期間は14日ではなく7日となること、また、隔離開始後7日目のコロナウイルス検査で陰性となった者は検疫施設を出ることが認められることを発表しました。

3 本発表を受け、当館にてロシアやトルコ等、黄色・赤色カテゴリーの国を出発する乗り継ぎ便を利用して入国するケースについて、当地外務省に確認いたしましたところ、たとえ乗り継ぎであっても上記1（2）、（3）に該当する国を出発する航空便を利用する場合、搭乗に伴う感染リスクは高いと判断されることから、評価に応じ隔離措置の対象となるとのことです。

当地への来訪を計画されていらっしゃる方は、経由地についてもよくご確認ください。

4 上記を含め、当地への渡航及び滞在に必要な情報については随時、領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い致します。

(何かあった場合の連絡先)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060、(夜間・休日用緊急携帯) +998-91-162-5009

ホームページ：[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00014.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html)

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311、(内線) 2902、2903